

クイック融資に関する取扱要領

農 林 水 産 部 長 通 知
制 定 平成19年6月21日付け組第125号
最終改正 令和4年4月1日付け組第57号

第1 趣旨

担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金を融通することを目的として、農業経営基盤強化資金(以下「スーパーL資金」という。)及び農業近代化資金について、岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱(平成14年10月1日付け組第310号農林水産部長通知。以下「基本要綱」という。)第2の1の(2)の(注2)のクイック融資に関する手続等について定めるものとする。

第2 内容

クイック融資の対象者等は、次のとおりとする。

1 対象者

クイック融資の対象者は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。以下同じ。)の認定を受けている者をいう。)又は集落営農組織(岡山県農業近代化資金制度運営要綱(昭和50年8月20日付け農経第559号農林部長通知。以下「運営要綱」という。)第2の2の(1)のアの(カ)の集落営農組織に限る。)であって、次の要件に該当しないものとする。

- (1)簿記記帳又は青色申告を実施していないもの
- (2)過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの
- (3)農業所得(法人にあっては、経常利益)が赤字のもの若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの

2 貸付金の使途

クイック融資に係る貸付金の使途は、農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3の2の資金(ただし、同要綱第3の2の(7)の負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金を除く。)又は運営要綱第2の4の(1)のアの資金とする。なお、借入希望者が認定農業者の場合にあっては、既に認定を受けている農業経営改善計画の達成のために必要なものに限るものとする。

3 適用限度額

クイック融資による1回当たりの貸付けの限度額は、500万円とする。

第3 借入希望者の手続等

クイック融資によるスーパーL資金及び農業近代化資金の借入希望者の手続等は

次に定めるところによるものとする。

- 1 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱様式第1号の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。以下同じ。）及び必要な添付書類の提出先は、基本要綱第3の3に定める窓口機関（以下単に「窓口機関」という。）とする。
- 2 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、融資機関から求められた場合、毎年、決算書、青色申告書の写し又は基本要綱様式第7号により、経営状況を当該融資機関に報告するものとする。

第4 特別融資制度推進会議の運営等

クイック融資を円滑かつ的確に実施するため、岡山県特別融資制度推進会議設置要領（平成15年1月15日付け組第508号農林水産部長通知。以下「推進会議設置要領」という。）第2に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の運営等は、次のとおりとする。

1 受任融資機関等の審査等

推進会議設置要領第4の4の(1)で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、借入希望者が窓口機関に対し提出した借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を受理した日（以下「受理日」という。）から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等、さらに農業近代化資金にあつては、別途通知するクイック融資審査確認表の内容の審査をいう。）を行うものとする。

2 審査後の手続等

- (1) 受任融資機関等は、1の審査の結果、資金計画の認定をした場合には、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式な借入申込書（基本要綱様式第4号）（岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱様式第5号））等の提出を求めるものとする。
- (2) 受任融資機関等は、(1)の通知を行った日から5営業日以内にすべての手続を完了させるために、期日を指定し、必要となる書類の整備、提出等を借入希望者に対して求めるものとする。
- (3) 借入希望者は、資金を必要とするときに受任融資機関等から確実に融資を受けられることができるように、(2)で指定された期日までに、必要となる書類の整備、提出を受任融資機関等に対して行うものとする。
- (4) 受任融資機関等は、県民局長に対して農業近代化資金に係る利子補給の承認申請を行う際に、借入申込書等にクイック融資審査確認表を添えて提出するものとする。

なお、当該申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、クイック融資による貸付決定及び貸付実行を行うことができるものとする。

- (5) 受任融資機関等は、借入希望者が基金協会の債務保証を希望する場合には、

借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱様式第5号）等にクイック融資審査確認表を添えて基金協会に提出するものとする。

- (6) 受任融資機関等は、農業近代化資金に係るクイック融資による貸付決定を行ったときは、当該決定が行われた営業日中に県民局長に対し通知するものとする。

3 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3の5以下に規定する借入手続（以下「通常借入手続」という。）に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知書（参考様式1）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法（借入希望者に対する直接手交、郵送、FAX又は電子メール）により通知するものとする。

第5 その他

- 1 クイック融資は、無担保・無保証人（本融資に際して、新たに、融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も立てないことをいう。なお、クイック融資においては、基金協会は保証人にはあたらない。）による融資とする。なお、基金協会の保証に付す場合には、あらかじめ民間金融機関と基金協会とが協議を行い、クイック融資に対応した保証条件を整備するものとする。
- 2 受任融資機関等（機関の役職員を含む。）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報保護に関する規定を遵守するとともに、クイック融資に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。
- 3 窓口機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、次のことについて説明の後、同意を求めるものとし、同意書（基本要綱様式第1号）の確認欄に記名を求めることとする。
 - (1) 推進会議の定めるところにより当該借入申込希望書兼経営改善資金計画書を推進会議の構成機関に送付することがあること。
 - (2) 県及び市町村の利子補給等が承認されない場合には、運営要綱第2の6及び7の貸付利率が変更されることがあること。

附 則（平成19年6月21日付け組第125号）

この要領は、平成19年6月21日から施行する。

附 則（平成20年10月15日付け組第242号）

この要領は、平成20年10月15日から施行し、改正後の規定は、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月3日付け組第365号）

- 1 この要領は、平成22年3月10日以降に借入希望書が窓口機関に提出されたものから適用する。
- 2 この要領の適用日前に借入希望書が窓口機関に提出されているものについて

は、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日付け組第416号）

1 この要領は、平成22年4月1日以降に借入申込書が窓口機関に提出されたものから適用する。

2 この要領の適用日前に借入申込書が窓口機関に提出されているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年10月1日付け組第239号）

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日付け組第433号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日付け組第31号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月6日付け組第181号）

この要領は、令和2年10月6日から施行する。

附 則（令和4年4月1日付け組第57号）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 この通知による改正後のクイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等についての規定については、当分の間、従前の例によることができる。